

新旧対照表

[参考]

吉岡都市計画特定用途制限地域の変更 (吉岡町決定・案)

(変更前)

種類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
特定用途制限地域 (吉岡地区)	約 1,341ha	共同住宅及び長屋	

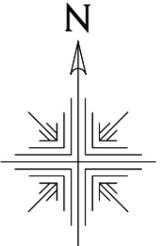
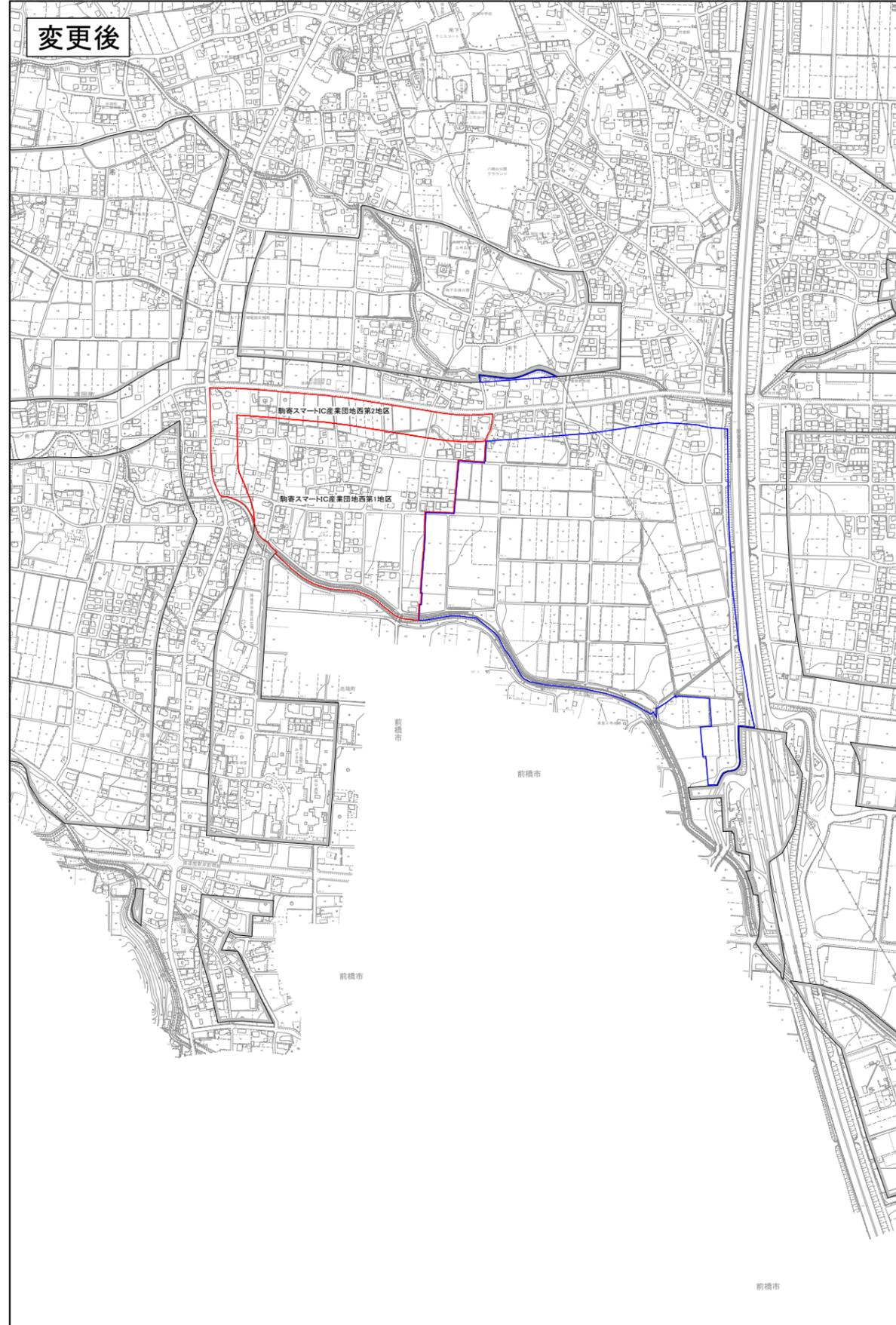
(変更後)

種類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
特定用途制限地域 (吉岡地区)	約 1,303.6ha	共同住宅及び長屋	
特定用途制限地域 (駒寄スマート I C 産業団地西第 1 地区)	約 11.0ha	(1) 共同住宅及び長屋 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。) 第 5 条に規定する障害福祉サービスの用に供されるものを除く。) (2) 工場その他これに類するもの (障害者総合支援法第 5 条に規定する障害福祉サービスの用に供されるものを除く。)	
特定用途制限地域 (駒寄スマート I C 産業団地西第 2 地区)	約 3.5ha	工場その他これに類するもの (障害者総合支援法第 5 条に規定する障害福祉サービスの用に供されるものを除く。)	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

新旧対照図(特定用途制限地域)

駒寄スマートIC産業団地西第1地区
駒寄スマートIC産業団地西第2地区



A3 1:10,000



凡例

-  変更地区
-  特定用途制限地域(吉岡地区)
-  特定用途制限地域(吉岡地区)より区域除外